

主な論点

○ 医薬基盤研究所との統合が予定されているが、その統合の効果が十分であるか。

(参考1)

現在凍結されている「独立行政法人の整理合理化計画」(平成19年12月24日)では、国立健康・栄養研究所は、医薬基盤研究所と統合が予定されている。

(参考2)

- ・ 医薬基盤研究所(本部) 大阪府吹田市彩都
- ・ 国立健康・栄養研究所 東京都新宿区戸山

○ 栄養情報担当者(NR)制度の認定制度は、当該独立行政法人が担うことが適当か。

(参考)

○ 健康情報担当者(NR)制度の概要

- ・ 健康食品による健康被害の発生等を受けて、薬事・食品衛生審議会の提言(平成13年2月)を受け、消費者のために公平・公正で科学的根拠に基づいて指導する資格として、国立健康・栄養研究所が独自に認定を行うもの。
- ・ 平成14年12月の創設来、現在までに4,093名(平成21年7月現在)が認定。
- ・ 栄養情報担当者(NR)制度の運営は、基本的に、受験手数料でまかなわれており、共通経費按分の事務費を除けば、運営費交付金は充当されていない。

《共通事項（全法人）》

- 当該法人の事務・事業に対する運営費交付金、補助金等の国からの財政支出が適正な額であるか。事務・事業の実施に当たって冗費（ムダ）はないか。

（参考）

- ・ 予算 8.4 億円（平成22年度）
- ・ 運営費交付金 7.4 億円（平成22年度）

- 当該法人の組織は、当該法人の事務・事業を実施するために適切な体制であるか。

（参考）

組織体制（平成22年4月1日現在）

理事長1人、理事1人、監事2人（非常勤）、職員44人（うち研究者32人）

※うち、国家公務員OB2名（理事1名、監事1名）、現役出向13名

管理部門の比率（0.27 12/44）

・ラスパイレス指数（年齢・地域・学歴勘案）は、事務・技術95.1、研究職員98.1

	役員	研究職	事務職	計
常勤職員	2	32	12	46
非常勤	2	59	3	64
計	4	91	15	110

- 不必要な余剰資産などを抱えていないか。不要なものは整理すべき。

（参考）

同研究所の施設は国から無償貸与であるため、土地・建物等の保有はない。

《調査研究事業》

- 健康・栄養研究所の行っている各種調査研究事業の必要性、これまでの成果をわかりやすく説明すべき。
- これらの調査研究を、当該法人が担うことの妥当性を、当該法人の他事業との相乗効果、国や民間ではなく、独立行政法人が行うことの意義を明らかにすべき。
- 当該法人の研究成果を今後発展させていく上で、戦略的重点分野等を明らかにすべき。

(参考)

予算額

5.4 億円 (うち国からの財政支出 5.2 億円 うち事務費※1.9 億円)

※ 共通経費の事業費按分

研究プログラムの業務経費

プログラム名	平成 22 年度 予算額	概要
栄養疫学プログラム (「食事摂取基準(DRIs)」策定のための総合的研究)	1,400 万円	食費摂取基準の策定並びに活用に関する基礎・応用研究
健康増進プログラム (メタボリックシンドローム、糖尿病等の予防のための運動・身体活動に関する総合的研究)	1,400 万円	日本人を対象とした身体運動量の増加及び体力改善による生活習慣病予防効果に関する科学的エビデンスの集積
臨床栄養プログラム (メタボリックシンドローム、糖尿病等の予防のための栄養・遺伝相互作用に関する研究)	600 万円	ヒトの遺伝素因、生活習慣と肥満・糖尿病発症に関する研究
基礎栄養プログラム (メタボリックシンドローム、糖尿病等の予防のためのテーラーメイド予防法の開発に関する研究)	1,000 万円	テーラーメイドの運動・食費療法開発のための基盤的研究
食品保健機能プログラム	800 万円	「健康食品」の健康影響の解明及び健康影響評価方法の構築

《健康増進法に基づく業務（特別用途食品の試験）》

- 特別用途食品の許可に関する試験においては、新たな特殊成分の検査が必要となる場合があり、技術面において民間での対応が困難な場合があるが、民間の登録試験機関の試験の精度を確保しつつ、順次、これに委ねていくことについて検討すべきではないか。
- 特別用途食品の許可に関する試験の手数料は、民間の登録試験機関と比較して適切な水準か。

(参考)

予算額

0.5億円（うち国からの財政支出 0.42億円 うち、事務費0.15億円※）
※共通経費から按分

特別用途食品に関する規制の概要

- ・健康増進法により、乳児用、妊産婦用、病者用など特別の用途に適する旨を表示して食品を販売しようとする場合は、内閣総理大臣の許可（消費者庁が所管官庁）が必要とされており、許可申請があった場合、内閣総理大臣は国立健康・栄養研究所又は民間の登録試験機関に必要な検査を行わせることとされている。
- ・内閣総理大臣は、特別用途食品の表示の適正を確認する必要があると認めるときなどに、特別用途食品を収去するとされており、収去した特別用途食品の試験を国立健康・栄養研究所に行わせることとされている。
- ・消費者庁の設置（平成21年9月）に伴い、特別用途食品の許可申請検査の依頼、収去検査の実施の事務は同庁に移管されている。

特別用途食品試験の手数料（例）

	特別用途食品	
	乳児用調整粉乳	アレルギー除去食品
(独) 国立健康・栄養研究所	172,000円	172,000円
民間検査機関A	672,400円	134,000円
民間検査機関B	571,400円	125,000円
民間検査機関C	登録なし	103,600円
大阪市立環境科学研究所	448,000円	164,000円

※(独) 国立健康・栄養研究所の手数料は、政令で定められている。

《栄養情報担当者（NR）制度》

- 健康食品の有効性などについて、消費者に情報提供する専門家とされている栄養情報担当者（NR）は、どれだけ国民のニーズに応えるものとなっているのか。独立行政法人の業務としては、廃止、民間移譲を含めて検討すべきではないか。

（参考）

予算額

0. 34億円（国からの財政支出 事務費※0. 04億円）

※ 共通経費の按分

栄養情報担当者（NR）制度

- ・健康食品による健康被害の発生等を受けて、薬事・食品衛生審議会の提言（平成13年2月）を受け、消費者のために公平・公正で科学的根拠に基づいて指導する資格として、国立健康・栄養研究所が独自に認定を行う栄養情報担当者（NR）制度が平成14年12月に創設された。
- ・現在までに4,093名（平成21年7月現在）が認定されている。法律に基づく資格ではなく、業務独占でも名称独占でもない。
- ・栄養情報担当者（NR）制度の運営は、基本的に受験手数料でまかなわれており、共通間接経費の4百万円を除き、運営費交付金は充当されていない。平成22年6月実施予定の試験の受験料は2万円。

《（独）医薬基盤研究所との統合》

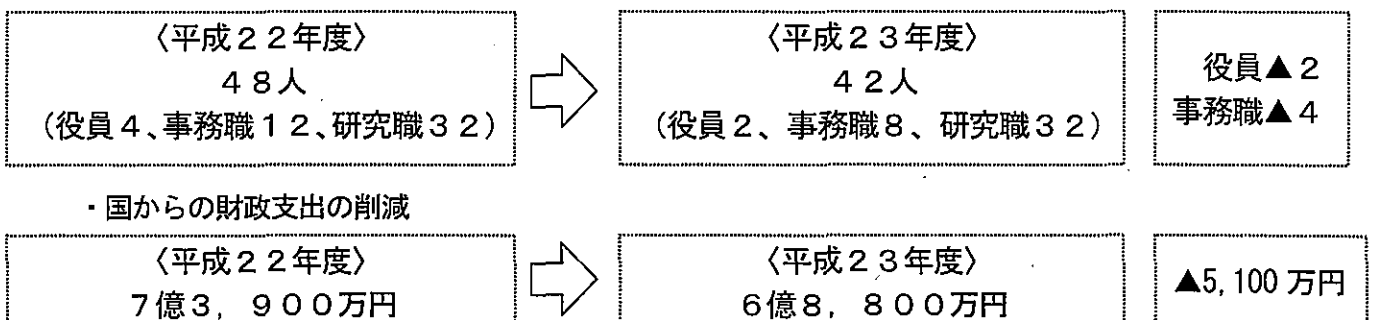
- 現在、凍結されている「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月14日）においては、医薬基盤研究所との統合が決定されている。

統合により、どのような組織のスリム化・国からの財政支出の縮減及び研究面での相乗効果（シナジー効果）効果が見込まれるか。

（参考1）

法人提示の改革案（医薬基盤研究所と統合する場合）

・組織のスリム化



(参考2)

統合により想定される研究面での相乗効果（シナジー効果）

「医薬」の開発に専門性を持つ医薬基盤研究所と、「栄養、運動、健康、食品」に専門性を持つ国立健康・栄養研究所の統合により、

- ・生活習慣病の総合的な研究
- ・難病等の患者の総合治療や療養環境改善の研究
- ・医薬品と相互作用する食品成分の研究